

収益事業～製造業・通信業・運送業～

< 製造業 >

文字通り、原材料に加工を加え製造する事業をいいます。なお、電気、ガス又は熱の供給及び物品の加工修理もこれに含まれることとされています。

物品販売業でも同様の例外がありましたが、公益法人が栽培、採取、捕獲、飼育、繁殖等を行い取得した農産物、畜産物、林産物、水産物をそのまま又は出荷のための必要最小限の加工をして、特定の集荷業者等に売り渡す行為は、収益事業に該当しません。ただし、程度を超える加工を加えている場合や、不特定又は多数の者に売り渡す行為は製造業に該当し、課税の対象となります。

< 通信業 >

通信業とは、通達の言葉をそのまま借りると、次のように定義されています。「通信業（放送業を含む）とは、他人の通信を媒介若しくは介助し、又は通信設備を他人の通信の用に供する事業及び多数の者によって直接受信される通信の送信を行う事業をいうのであるから、無線呼出業務、電報の集配業務、郵便物又は信書便物の集配業務、公衆電話サービス業務（いわゆる赤電話等）及び共同聴取視業務（いわゆる共同アンテナ）に係る事業もこれに含まれることに留意する。」

これを読む限り、通信業に該当する事業を行うことは、かなりのレアケースであると思われます。

< 運送業 >

人や物を車や船、航空機などの運輸交通手段を利用して運送する事業を指します。あくまで、運送する事業が該当しますので、リフトやロープウェイなどは含まれますが、道路や水路、栈橋を利用させる事業は運送するわけではないので、運送業には該当しません。ただし、法人自ら運送しない場合でも、運送業者に取次ぐ事業（取次業）は、運送業に該当するため注意が必要です。

お問い合わせはこちらまで
E-mail : y-kaneko@yamadasougou.co.jp
Tel : 03-3694-6091
金子嘉治

